

平成 2 4 年 筑前町議会文教厚生常任委員会会議録	
招集年月日	平成 2 4 年 6 月 2 5 日 (月)
招集の場所	筑前町役場議員控室
開 会	平成 2 4 年 6 月 2 6 日 (火) 9 時 3 0 分
散 会	平成 2 4 年 6 月 2 6 日 (火) 9 時 5 9 分
出席委員	委員長 梅 田 美代子 副委員長 河 内 直 子 委 員 山 本 久 矢 委 員 田 中 政 浩 委 員 石 丸 時次郎 委 員 矢 野 勉 議 長 宮 原 均
欠 席 委 員	な し
会議事件説明 のため出席し た者の職氏名	紹介議員 内 堀 靖 子 教育課長 佐 藤 繁 人 請 願 者 福岡県教職員組合 朝倉支部 支部長 石 川 洋 介
職務のため 出席した者 の職氏名	議会事務局長 議会事務局主査 松 尾 政 記 吉 塚 三千代
付 託 事 件	請願第 2 号 「少人数学級推進」「義務教育費国庫負担制度拡充」に かかわる意見書の提出を求める請願書について

議 事 録

文教厚生常任委員会

平成24年6月26日（火）

開 会	
委 員 長	ただ今から文教厚生常任委員会を開催いたします。 これより本委員会に付託されました請願第2号「「少人数学級推進」「義務教育費国庫負担制度拡充」にかかわる意見書の提出を求める請願書について」を議題とし、審査を行います。 まず、請願趣旨について、請願者の説明を求めます。 福岡県教職員組合朝倉支部 石川洋介支部長
石川支部長	みなさん、改めましておはようございます。 まず、冒頭にですね、今、議会事務局のほうよりまいりまして、1点のみ修正をさせていただきますと思いますのでよろしくお願いします。 請願書の2枚目ほどにですね、OECDの加盟国が28になっていると思いますけれども、6月段階で34カ国というふうに加盟数が増えていますので、28を34カ国という形で、修正を最初にしなさいと、議会事務局のほうから言われましたので、よろしくお願いします。 教職員組合の石川です。 筑前町議会におかれましては、毎年ですね、この少人数学級と義務教育費国庫負担拡充については、意見書の採択をお願いしているところですが、毎年採択をしていたいて本当にありがとうございます。 また、今日はこういうふうに発表の機会をですね、与えてくださったということで、大変感謝を申し上げます。ありがとうございます。 私たちの請願は、その請願事項にありますとおり、少人数学級の推進、少人数学級というのは、私たち職員組合は、1学級の人数の適正な人数がですね、30人から20人と、いわゆる30人以下というふうに考えています。 こういう請願をもって、例えば35人が30人になるんじゃないか、30人が今度は25人になるんじゃないか、25が20、15と下げていくんじゃないかというふうな質問もあろうかと思いますが、私たちは、適正なのは20から30というふうに、文科省のほうもですね、当座35人学級という形で表明をしていますけれども、20から30というのを少人数学級というふうに捉えております。 それと義務教育費国庫負担、これは後で述べますが、負担率が変わってきました。前はいわゆる折半、2分の1、国と県が2分の1ということでしたけれども、国のほうが3分の1持ちますよ、県のほうが3分の2と。それを元のように2分の1に復元をさせていただきたいという請願を、各機関にですね、意見書として提出をしていただきたい、そういう趣旨です。 さて、35人以下学級についてはですね、昨年度1年生と2年生に、本当は1年生、2年生で同時に、そして3、4、5、6、中学校というふうに文部科学省のほうもきちんと制定を、策定をしていたんですけども、残念ながら3月11日の東日本大震災の復興、復旧ということで、私どももそこに全精力を注がないといけないということで、残念ながらたくさんの要求はできないだろうということで、昨年度は当面、新2年生について35人以下学級を実現してくださいという請願を出させていただきました。 それを採択させていただきましたけれども、今から述べる新2年生についてはですね、標準法が改定をされませんでした。そして全国で900人、福岡県の中で45人の加配措置、加配定数というものがつきました。 ただ定数加配というのはちょっと危険性があるですね、1つは県の要求がないとだめなんですと。いわゆる財政的に余裕がないと要求ができないという制度なんです。

	さっき私が申しましたように、義務教育国庫負担法は制度が悪くなりまして、教職員の給与等は、3分の2は県が持たなくちゃいけないということだから、財政的にゆとりがないと要求ができないということになります。 それともう1つは、筑前町さんのように、先行的に新2年生に35人学級を町単独の財政で、先行的に執行されておりました。 そういったところは適用除外と、いわゆるお金を持っておる市町村には新2年生と言えども35人以下学級の恩恵は受けさせないという、非常に不合理な定数加配というものになっています。 だから、義務標準法と申しますけれども、そこに書いていますけれども、1学級の人数を今、40人から35人という形で、段階的にやっぱり変えていく必要というのがあるだろうということで、当面ということから、今年はやはりすべての学級に順次35人以下学級を入れていくという請願にしております。 ただ、定数加配という不十分ではありましたが、本来の趣旨に戻すということになっています。 OECDのことが、OECD諸国と比べてということがありますが、いわゆる経済協力開発機構というふうにOECDは申しますが、さっき申しましたように34カ国の中でですね、1学級当たりの児童生徒数または教員1人当たりの児童生徒数が非常に多くなっているというのは、昨年度の、資料の一番下のほうに、資料を付けておりますけれども、これはもう結果からしてもOECDの中では最下位ということになっています。 また文部科学省が出しました今後の学級編成及び教職員定数に関する国民からの意見書という形でまとめ上げていますけれども、6割の方が26人から30人が適切な人数ですよと、そういう人数を望んでいますということも述べられています。 さて、今、ゆとり教育からの脱却と、これは請願書のほうには書いていませんけれども、ゆとり教育からの脱却ということで、小学校、中学校とも、今年中学校ですけれども、新学習指導要領というのが本格実施になりました。 小学校ではですね、25%の学習量が増えます。算数については35%増えるということになっています。 ただ授業時間は増えないですよ、授業時間は増えないんですけども、教える内容が増えたということ、それと筑前町さんもかなり精力的にやってます学力向上、こういった面。私たちもその期待に応えていかなくちゃいけない。それが教職員の命題だというふうに思います。 しかし、不登校とか、いわゆる生徒指導上の課題がたくさん山積みもしていますし、保護者も多様な価値観からですね、いろんな対応が迫られています。 そういった社会状況等の変化によって、今まで以上に一人ひとりの子どもに対するきめ細やかな対応というのが迫られています。 私たちもその期待には応えていかなくちゃいけない。けどもう、なかなか現実的に学級人数が40人という壁がありますので、なかなか難しいということで、そのところについてやっぱり、どこに住んでいても機会均等に一定水準の教育が受けられるということを求めています。 さて、最後になりますけれども、義務教育国庫負担法の三位一体改革、いわゆる小泉純一郎さんですね、そのことで行財政改革がありましたけれども、さっき言った負担率が悪くなるということで、地方財政をも圧迫ということは避けて通れないだろうというふうに思っています。 将来を担って、いわゆる教育は先行投資というふうに私たちも考えていますけれども、やっぱり政府が予算の概算要求を立てるのが7月か8月ということになりますので、あえてやっぱり6月議会の中で、趣旨をご理解いただいてですね、関係機関へ意
--	---

	見書の提出をしていただくことで、少人数学級推進及び義務教育国庫負担法の拡充という形で進めていくということを改めてお願い申し上げましてですね、請願者の意見というふうにさせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。
委員長	以上で、請願者からの説明が終わりました。 これから、請願第2号に対する質疑に入ります。 請願者並びに紹介議員に対し、ご質疑がありましたらお願いします。 矢野勉委員
矢野委員	どうもお疲れでございます。 この資料のところに書いてあるのをお聞きしたいんですけども、1学級当たりの児童生徒数が日本とOECDの平均で書いてあるんですけど、その後に右側に、教員1人当たりの児童生徒数については、えらいOECDとあまり変わらないような数字になっているんですけど、これは、どういうことでこういう数字になるのでしょうか。
石川支部長	統計をすべてOECDのほうはですね、教育予算だけでなくて経済予算から、すべてのOECD加盟国がある時期に統計を取ります。その中ではじき出された、具体的な各国が出した数字ということになっています。 確かに、今、質問されてありがたいんですけども、人数的には変わらないんですけども、1つは、この中でない予算関係がですね、全然やっぱり違うというのがですね、1つあります。 その予算も上げとけばよかったんですけども、予算となるとなかなかはじき出すのに、すべての数字を、額をはじいて行かなくちゃいけないということで、その集計等がちょっと遅れておりますので、予算等はありませんでした。
委員長	矢野勉委員
矢野委員	私が思ったのは、これは、1学級当たり先生は、今は日本では28から30、小学校は28という、変えたんですけど。教職員の数としてはOECDとそんなに変わらないけれども、学級の担任の先生が、こういう左側の数字であって、右側は、先生が他に、担任以外におられるけれども、そうするとこういう数字になるということで捉えていいのでしょうか。
石川支部長	そういうことも言えます。確かに。それがすべてではないですけども。
委員長	請願者は挙手をして、委員長の許可を得て発言をしてください。 矢野勉委員
矢野委員	30人学級を要望されているんですけど、今、35人学級が1年生だけになったんですね。実現をする可能性というのは、いきなり30人ということじゃなくて、35人学級からスタートしたほうが、1年生だけじゃないですか、今、あとは全然なっていないわけですからね。 全部させるためには、僕も2年生はぜひなると思っていたんですけど、ならなかったんですけど。 中学校の1年生もですね、ぜひ35人学級に早くしてもらいたいんですね。いきなり30人というのはなかなか難しいんで、できれば要望としては35人学級を強く要望したほうが、そしてなりつつあるときに、その次の段階。 要望としては20人から30人が一番いいというのはよく分かります。私もそれが一番いいと思っていますけど、今の段階で30人学級じゃ難しいと思うんですね。 要望としてはそういう出し方になると思うんですけど、ここはちょっと下げてされた方がいいんじゃないのかなと思いましたけれども、いかがでしょうか。
委員長	石川洋介支部長
石川支部長	おっしゃるとおりだとは思いますが、最終的に35人学級の請願を挙げても

	いいんですけれども、私たちはやっぱり適正は30人以下ということで、やっぱり請願の趣旨というのはある程度一貫した形でやっていかないと、その都度、その都度ではやっぱりいけないというふうに思います。 文科省も総務省もですね、ある程度35人または30人という線でいっているんですけれども、財務省がなかなか、予算のこともありますので、財務省が一番ネックになっているんですね。そのところ、財務省と、あと文科省と総務省の関係だろうというふうに、私たちは判断していますけれども、基本的には財政なゆとりがあれば、今の40人学級から義務標準法を変えるという形では可能だというふうに思っています。ありがとうございました。
委員長	河内直子委員
河内委員	今、矢野委員が30人より35人というふうに、最初はですね、おっしゃっていたんですが、今の少子化の現状を踏まえた中で、実際クラスで30人以下学級も結構出てきているんですよ。 ですから、やっぱり私は30人学級でよろしいんじゃないかなと思います。 （「ありがとうございます。」の声あり）
委員長	石丸時次郎委員
石丸委員	考え方はいろいろあると思うんですね。30人で要求するか35人であるかというように、いろいろあると思うんですが。 矢野委員が言われたような方法もあるかとは思いますが、私もやはり河内委員と同じく、30人で要求することによって、そこが35人になったりとか30人になるということは、向こう側がやることであって、要求はあくまでもやはり30人でやるべきだろうというふうに考えます。 それで、もう1ついいですか、委員長。
委員長	石丸時次郎委員
石丸委員	先ほど矢野委員から言われて、私もこう見て、教職員の1人当たりの児童生徒数というのは、もうほとんど変わらんわけですね。 ただ問題なのが、教員1人当たりの児童生徒数はあんまり変わらんけれども、その中身ですね。例えば、今、加配とかいろいろありますけれども、そういう先生たちと言いますか、そういう人たちまで入れての、この18.6人とかいうふうになるわけでしょう。 いわゆる正規の正職の先生たちの1人当たりの18.6人ということじゃないということですね。その内容はそういうことでしょう。加配とかそういうことで手当をしよるから、18.6人になっておるということで、ここも1つは問題だなというふうに思います。 ですから、30人以下にすることによって、同時に正規の教職員が増えていくということにもなるかと思しますので、本来の姿になっていくんじゃないかなというふうに思います。
委員長	石川洋介支部長
石川支部長	人数が減ったということで、教職員が楽をするんじゃないかというような意見も聞かれますけれども、私たちとしてはですね、私も最大44人の子どもたちを卒業させてまいりました。最低が宝珠山で13人と。13人のほうが厳しかったです。 なぜかと言うと、一人ひとりに声も、目もかけなくちゃいけない、いろんなものをしなくちゃいけないということで、責任の重さというのはですね、逆に学級の人数が少なくなったほうが、非常に責任は重くなるということは痛感しております。 ですから、人数だけでなく、少なくすることで、私たちも責任を果たさなくちゃいけないということは肝に銘じているところです。申し訳ありませんでした。

委 員 長	他に質疑はありませんか。 これで、質疑を終わります。 以上で、請願者からの説明が終わりましたので、請願者及び紹介議員には退席をしていただきます。たいへんお疲れ様でございました。 (請願者及び紹介議員退席)
委 員 長	続きまして、参考人として所管課、教育課長にお出でいただいております。 (教育課長着席)
委 員 長	それでは、所管課への質疑に入ります。 教育課長に対し、ご質問がありましたらお願いいたします。 矢野勉委員
矢野委員	今、請願者のほうからお話を聞かせていただいて、大まかな内容は分かりましたので、今度は教育委員会として、どのようにこの件について考えてあるかというのを、説明をお願いしたいと思っております。よろしくお願いします。
委 員 長	教育課長
教育課長	今回の請願の内容につきましては、実は先日、6月の21日の定例教育委員会の中で、議題としてお諮りをいたしまして、教育委員の意見を取りまとめたところでございますが、その内容としましては、お手元に参考資料をお配りをいたしております。全国町村教育長会、第54回定期総会の資料をおあげしておりますが。 実は、この24年の5月17日全国町村教育長会に、うちの大雄教育長も出席をいたしております、この中で教育長会の宣言、決議がなされ、その決議の中に要望事項ということで、3ページになっておりますが。 われわれ全国町村教育長会は、教育基本法の理念に基づく教育の実現のために、地域の強い絆のもとに、地域に根差した教育行政を推進する決意を表明したということで、前のページに決意表明がなされておりますが。 その次にですね、教育行政の中立性・安定性・継続性を確保するために、教育委員会制度を堅持し、義務教育の基本である教育の機会均等を実現することを、強く要望するということで、以下の最重点要望・要望事項についても、国の教育行政の責任において実現されるよう要望するということで、国のほうに要望書の提出がなされております。 その具体的な要望の内容の中にですね、まず、4ページでございますが、重点要望の中の2番目に、初等中等教育の振興に向けての支援ということで、これにつきましては、文科省の諮問機関であります公立義務教育諸学校の学級規模及び教職員配置の適正化に関する検討会議からの提言が、少人数学級の提言、35人以下学級の提言がなされておりますが、その積極的な推進とその実現ということで、まず1番目、(1)に、全国一律の教育機会均等を保障するため、小学校、中学校全学年35人以下学級の実現ということ、それから5ページですが、6番目の教員の質と量の確保と充実に向けての支援ということで、(1)に義務教育費国庫負担率の、現行3分の1から2分の1への復活ということをですね、要望事項ということで、挙げているということで、これにつきましては、全国教育委員会、教育長会の要望であるという確認を取ったところでございます。 こういふことで、今回請願が出ております請願の趣意書というのかの、趣旨、理由等について、定例教育委員会の中で議論をいただきまして、結論的にはですね、筑前町教育委員会としましても、義務教育の基本である機会均等の実現及び義務教育水準の維持のために義務教育費国庫負担率を、現行の3分の1を2分の1に復活すること。それから、全国一律の教育機会均等を保障するために、小学校、中学校全学年35人以下学級の実現を図ること、これが筑前町教育委員会としての意見であるという、と

	りまとめを行ったところでございます。以上でございます。
委員長	他に質疑はありませんか。 ないようです。これで、質疑を終わります。 以上で、所管課の質疑が終わりましたので、教育課長には退席をしていただきます。 たいへんお疲れ様でございました。 (教育課長退席)
委員長	これより、討論に入ります。 討論はございませんか。 河内直子委員
河内委員	賛成の立場から討論します。 「少人数学級推進」「義務教育費国庫負担制度拡充」、国庫負担を元に戻すというのは、私たちも要求していることですので、賛成したいと思います。 賛成の立場を表明いたします。
委員長	他に討論はございませんか。 (反対討論なし)
委員長	以上で、討論を終結いたします。 これより請願第2号「「少人数学級推進」「義務教育費国庫負担制度拡充」にかかわる意見書の提出を求める請願書について」を、採決いたします。 請願第2号は、採択することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)
委員長	挙手全員です。 したがって、請願第2号「「少人数学級推進」「義務教育費国庫負担制度拡充」にかかわる意見書の提出を求める請願書について」は、採択と決定いたしました。 お諮りします。 ただ今、採択しました請願第2号は、お手元にお配りしました請願書記載のとおり、意見書を関係行政庁へ提出したいと思います。 これに、異議ありませんか。 河内直子委員
河内委員	先ほど請願書の部分だけOECD加盟国34を訂正されたんですが、意見書案の中にも28カ国が出て来ますので、そこを訂正した上で提出をしていただきたいと思います。
委員長	意見書案の中にOECD加盟国28カ国を訂正し、34カ国とすることの提案がございましたので、そのようにしたいと思います。 これに、ご異議ありませんか。 (異議なし)
委員長	異議なしと認めます。 したがって、請願第2号については、地方自治法第99条の規定により、関係行政庁へ意見書を提出いたします。 なお、本委員会の審査結果報告書等の案文につきましては、委員長にご一任いただきたいと思いますと思いますが、ご異議ありませんか。 (異議なし)
委員長	ご異議がありませんので、そのように決定をいたします。
散会	

委員長	以上で、本委員会に付託された請願の審査は終了いたしました。 文教厚生常任委員会を散会いたします。本日はお疲れ様でございました。 (9 : 5 9)
	上記会議の経過を記載し、その相違ないことを 証するために署名する。 文教厚生常任委員長 梅田美代子